

## 野田たけひろ 後援会規約

- 1 (名 称) 本会は、野田たけひろ後援会と称する。
- 2 (事 務 所) 本会の事務所は、滋賀県内に置く。
- 3 (目 的) 本会は、野田たけひろ氏の政治活動を支援することを目的とする。
- 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。
  - (1) 研究会、講演会等の開催
  - (2) 機関紙の発行
  - (3) その他の目的達成に必要な事業
- 5 (会 員) 本会の目的に賛同する会員とする。
- 6 (役 員) 本会は次の役員を置く。  
会長、会計責任者、会計職務代行者等
- 7 (経 費) 本会の経費は、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 8 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。  
本規約は、令和4年2月15日より実施する。